

掲示内容・文言に介入するのは不当労働行為だ！ 静岡支社が『地本情報』へ介入！

**組合掲示の「文言」を変えろと迫る行為は、
主張を変えろと言っていることに等しいことだ！**

10月8日、静岡地本が、組合員の要求を会社に申し入れたことを明らかにするために発行した『地本情報No.1』に対して、静岡支社が介入するという事態が明らかになりました。

すでに『JR東海労ニュースNo.1478』で明らかにしたように、10月に入ってから、相次いで行われている掲示物不当撤去（10月12日現在4点の掲示）と同様の不当労働行為であり、見過ごすわけにはいかない事態です。

静岡地本は、御殿場線山北駅の詰所に設置されているカメラが、会社の言うセキュリティ上の「防犯カメラ」とはどう見ても言えないために、この間協議し撤去を求めてきました。しかし、カメラを固定式にしたとは言え、未だに設置されていることを問題に改めて申し入れを行いました。

その『申入書』の文言では、カメラを「防犯カメラ」と表現しました。しかし、組合員に報告する『地本情報』では「監視カメラ」と表現しました。すると会社は、『申入書』の表現と『地本情報』の表現が違うのは問題であると掲示内容に介入してきました。表現が違うことで何が問題となるのでしょうか。

『地本情報』は、労働組合として、設置されているカメラをどう見ているのかを主張し、カメラに対する見解を「監視カメラ」と明らかにしたに過ぎないのです。そのような組合の主張を明らかにした『情報』の撤去や修正を迫るようなことは、明らかに労働組合活動に対する介入であり、不当労働行為です。そのことの方が大問題です。静岡支社は、このような行為が違法行為であると自覚し、直ちに不当な介入をやめること。

詰所内のカメラを「監視カメラ」と表現するのは組合の主張だからだ！